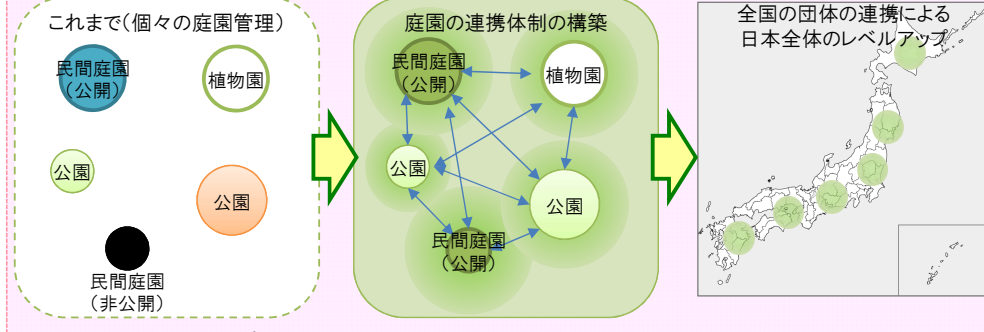


- ① 複数の庭園等が連携した取組を支援するため、平成31年4月にガーデンツーリズム登録制度を創設
- ② 登録された取組について、各地でのシンポジウム開催やHP等による国内外へのPRを実施

ガーデンツーリズムの推進

- これまでは、個々の民間庭園、公園、植物園がそれぞれ管理、集客を行っており、連携した取組は限定的。
- 官民の庭園が地域固有のテーマに基づき連携し、魅力的な体験や交流を創出、もって地域の活性化を図る。
- 加えて、全国の活動団体が連携することで、ノウハウの横展開と全体のレベルアップが期待される。



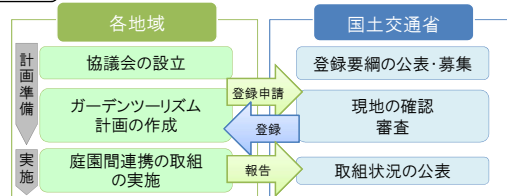
先進的な事例(北海道ガーデン街道)

3つの「向上」を実現
(集客力の向上、収益力の向上、運営ノウハウの向上)

全国の協議会の取組を支援

登録制度の創設

庭園管理者等による協議会がガーデンツーリズム計画を作成し、国に登録申請を行う制度を創設。平成31年度第一四半期に第1号登録を予定。



庭園間交流連携促進調査(0.3億円・新規)

- (1) 取組の底上げ
(全国組織の設立や講習会など)
- (2) 国内外への普及啓発
(シンポジウムの開催、HPの作成など)

ガーデンツーリズム登録制度の概要

登録制度の概要

都市局長による登録制度とする

目的	複数の官民庭園の連携による魅力的な体験や交流を創出する取組を促し、もって地域の活性化と庭園文化の普及を図ること
制度名称	庭園間交流連携促進計画登録制度 ⇒ (通称)ガーデンツーリズム登録制度
登録対象	庭園間交流連携促進計画 (ガーデンツーリズム計画) ⇒ 地域固有のテーマに基づき、複数の庭園が連携して実施する取組を定めた計画
計画の内容	1. 計画の名称 2. 計画のテーマ及び将来像(ビジョン) 3. 計画を構成する庭園等 4. 実施する事業 5. 協議会の構成員及び事業実施体制
登録基準	・地域の風土や歴史を反映した共通するテーマが設定されていること ・構成庭園等がテーマと適合していること ・庭園等が公開され、管理者が明確であること ・実施する事業がテーマに適合し、計画性、継続性を有していること ・庭園管理者や自治体による協議会が組織されていること 等

登録・事業実施までの流れ

庭園管理者等による協議会は、作成したガーデンツーリズム計画を、地方整備局等経由で登録申請



登録申請された計画を、外部有識者による審査会(年2回)での審査を経て、都市局長が登録



登録計画については、登録証を交付し、国土交通省がHPで公表



登録協議会と連携し普及啓発イベントを各地で実施するとともに、登録協議会の全国組織を設立 (※調査費により、活動の一部を支援)

